

平成28年3月新規高等学校卒業者の就職に係る 確認事項及び申し合わせ事項

1 確認事項

(1) 推薦及び選考開始の期日について

ア 推薦開始 平成27年9月5日以降

イ 選考開始 平成27年9月16日以降

(2) 求人申し込みの手続き等について

ア 求人票受付業務開始

(公共職業安定所) 平成27年6月20日以降

イ 求人票受理開始

(高等学校) 平成27年7月1日以降

(注) 高等学校への求人申し込みについては、事業所を管轄する公共職業安定所に求人申し込みをして、選考期日、求人内容について適正であることの確認印の押印を受けた求人票(写)を各学校へ提出する。

(3) 公正な採用選考について

ア 各学校は、応募書類として全国高等学校統一用紙を使用し、事業所は、独自の応募書類の提出を求めない。

イ 各事業所は、職務に関係のない事項の質問等を行わず、応募者の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考を行う。

2 申し合わせ事項

(1) 学校訪問の開始時期について

求人活動のための学校訪問については、原則として公共職業安定所において確認を受けた求人票により、学校に求人申し込みを行った日（7月1日）以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、公共職業安定所に求人申し込みを行った日（6月20日）以降についても行うことができるものとする。

(2) 就業開始期日について

平成28年4月1日以降が望ましいが、実習や研修等の目的の就業としては、卒業式後とする。

(3) 選考の通知について

選考後、できる限りすみやかに（1週間以内）採否を決定し、学校長及び本人あてに選考結果を通知する。

(4) 文書募集について

文書募集の開始時期は、平成27年7月1日以降とする。

ア 公共職業安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

イ 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する公共職業安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。

ウ 応募の受付は学校又は公共職業安定所を通して行うこと。

(5) 複数応募・推薦の扱いについて

平成28年3月新規高等学校卒業予定者の応募・推薦方法は、
第一段階は、従来どおりの一人について一社とし、
第二段階として、11月1日以降は複数応募・推薦を可能とする。